

○淡海子ども・若者プラン取組状況（令和2年度）

1 社会全体で子育て・子育てを応援

(1) 子どもの人権が尊重される社会環境づくり	
基本目標 滋賀県子ども条例に掲げる、「子どもが人権を尊重され、夢をもって健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくり」を進め、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。	施策の方向性 県民、地域の団体、企業や行政など様々な主体が、子どもの人権を尊重し、その可能性を伸ばしていくことが大切であるという意識を育み、相互に連携して各々の責任を果たすなかで、子どもが健やかに成長するための環境づくりを進めます。
(2) 子ども・若者の育成支援についての理解の促進	
基本目標 社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義や子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性について、県民の理解を深めます。	施策の方向性 子育ては社会的に意義のある重要な営みであることや、子ども・若者の育成を見守り、ともに関わり、支える地域づくりが大切であるという意識を育むとともに、子どもの頃から地域活動に参加し、世代間のつながりを大切にする地域づくりを進めます。また、家族のふれあいやきずなを大切にしながら、男女がともに子育てに関わり、よりよい家庭環境をつくる意識を育みます。
(3) 共生社会に向けた多様なニーズへの支援	
基本目標 障害の有無や国籍等に関係なく、すべての子ども・若者が、人権を尊重され、安心して安全に、健やかに成長していける共生社会を目指します。	施策の方向性 共生社会の実現に向け、障害や病気を抱えた子どもや外国人の子どもとその家族に対して、関係機関等と連携し、きめ細かな支援を行います。

○主要事業の取組状況と今後の課題

事業名	取組状況	新型コロナウイルス感染症の影響による見直し等	今後の課題	担当部局
学びの礎ネットワーク推進事業	指定した30推進学区において、関係者が課題や背景を共有し、困難な状況にある子どもに焦点をあてながら、課題解決に向けた連携・協働した実践活動を進めたり、支援体制を構築したりして自尊感情を高める取組を推進している。 県域では、2回の推進学区事務局会を開催し、アドバイザーからの助言を受けながら取組の交流、改善を行った。また、30学区の推進訪問を実施し、進捗状況の確認及び指導助言を行った。8月の下旬には、推進学区の取組を発信し、実践を交流する研究会を開催した。	・推進学区事務局会開催(3回 → 2回) ・学びの礎交流研究会開催(3回 → 1回)	推進学区における自尊感情の育成を目指した取組は定着してきている。新型コロナウイルス禍にあって、人と人とのつながりの中で自尊感情を育成することが困難になっていることが課題であるため、推進学区において自尊感情の育成につながった取組事例を整理し、県内全域に広げていくことが重要だと捉えている。	人権教育課
利用しやすい保育所づくり推進事業費(人権保育推進研究活動事業費等補助金)	滋賀県人権保育研究協議会が行う研修事業等に助成することにより、「人権を大切に育てる保育」を推進し、保育内容の充実を図った。	研究会は、コロナの影響により集合での集会を開催せず、研究発表内容をDVDに収録し、各施設で視聴し研修を行った。 また、全国人権保育研究会は、中止となった。	滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例および医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律において、新たに保育所等の設置者の責務とされた取組が実施され、保育の質が向上するよう、研修内容の見直しを促す必要がある。	子ども・青少年局
「子ども県議会」開催事業	子どもたちが自分の意見を表明できる機会として「子ども県議会」を開催し、社会参加に対する意欲を高める。	・子ども議員50名→25名 ・体験活動は実施せず ・子ども県議会:12月25日(金)→26日(土) ・傍聴者人数制限	子ども議員の人数を例年の半数にしたため、参加できる児童が限られた。また、体験活動がR2年度は実施できなかったが、体験活動の重要性を感じたため、今後は方法を工夫し、体験活動を取り入れていきたい。	子ども・青少年局
県民会議推進事業	青少年育成県民会議が行う、青少年の健全育成に必要な諸事業に対して補助する。	・中学生広場「私の思い2020」の中止	中学生広場の開催方法を工夫し、実施していく。各地域や団体での青少年の居場所づくりの強化	子ども・青少年局
学校・家庭・地域連携協力推進事業(家庭教育支援)	身近な地域における家庭教育支援チームの設置や子育てサポーターリーダーの養成、子育てに関する情報や学習機会等の提供等の活動を支援。	・推進協議会のオンライン実施。 ・集合研修・交流会において、グループ協議を取り止め、パネルディスカッションに変更。	新型コロナウイルス感染症の影響等、子育ての悩みや不安を抱えた家庭の増加する中、家庭教育支援、特にアウトリーチによる支援の重要性が増しており、「訪問型家庭教育支援」のモデル構築・普及に努める。	生涯学習課
障害者社会参加促進事業費(障害者社会参加推進センター運営事業)	障害の有無にかかわらず、誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向けて、障害者の地域における自立生活と社会参加を推進する。	障害者社会参加推進協議会を一部書面決議に変更	障害者の地域における自立生活と社会参加を推進するために引き続き県内全域で法律や条例等の啓発活動を実施し、浸透させていく必要がある。	障害福祉課
「地域で学ぶ」支援体制強化事業	障害のある子どもとない子どもが共に学ぶことを推進するため、「インクルーシブ教育システムの構築と新しい学校づくり」をめざし、多様な学びの場を選択できる仕組みづくりのための市町との共同研究や適切な就学指導の推進、小・中学校に在籍する児童生徒への支援体制の充実等に取り組む。	・就学相談に係る研修会(対面実施5回→対面実施3回、資料配布2回)	個別的教育支援計画および個別の指導計画の作成の割合は、どの学校種においても前年より増加しているものの、個別的教育支援計画と個別の指導計画を必要とするすべての子どもたちに対して計画を作成し、活用するまでには至っておらず、障害のある子どもへの切れ目のない支援と指導の充実と専門性向上のため、計画の作成及び利活用を推進する必要がある。	特別支援教育課

事業名	取組状況	新型コロナウイルス感染症の影響による見直し等	今後の課題	担当部局
家庭支援推進保育事業	日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所等に対し、保育士等の加配、対象児童や家庭に対する助言、指導および職員の研修等を行う場合に、補助を行うことにより児童の福祉の増進を図る。	-	外国籍家庭やひとり親家庭など、支援を必要としている児童や家庭に丁寧に対応できる体制を、引き続き整えていく必要がある。	子ども・青少年局

2 安心・安全な子育て環境

(1) 安心・安全に子どもを生き育てることができる環境づくり	
基本目標	施策の方向性
結婚から妊娠、出産、子育てへと切れ目ない子育て支援により、出産や子育てに対する自信や安心感を持ち、子どもが安心・安全に生まれ育っている環境をつくります。	子どもを生き、育てることへの希望を高めるとともに、それらに対する不安を解消し、子どもが安心・安全に成長することができるよう、周産期医療体制の充実や、子どもの健康の確保のための取組を推進します。
(2) すべての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実	
基本目標	施策の方向性
すべての子育て家庭の多様なニーズに対応した地域における子育て支援の充実を図り、子育ての不安や負担感を解消します。	子育てでの不安や負担感の解消を図るため、子育てに関する相談機能の充実や、在宅で子どもを保育する家庭のニーズに対する一時預かり、就労しながら子育てをする家庭のニーズに対する放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターによる支援、障害のある子どもへの支援など、多様かつ、個々のニーズに応じた子育て支援の充実を図ります。
(3) 子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実	
基本目標	施策の方向性
就学前の乳幼児期は、子どもの人格が形成される重要な時期であり、子どもの健全な成長が促されるよう就学前教育・保育の充実を図り、適切な教育・保育を提供します。	潜在的ニーズも含め早期に待機児童の解消を図り、教育・保育を必要とする子どもが確実にこれらのサービスの提供を受けられるよう、認定こども園、保育所および幼稚園の計画的な整備や地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育および事業所内保育）の設置を促進します。また、認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の充実を図るため、また、障害のある子どもへのきめ細かな保育の実施が図られるよう、それらを担う人材の確保や資質の向上を図ります。
(4) 子どもの安全確保や子育てにやさしいまちづくり	
基本目標	施策の方向性
子どもが事件や事故の被害にあわないよう、安全確保に努めるとともに、子どもたちが自らの身を守る力を育てます。 また、子どもや子育て家庭が安心して暮らせる環境をつくります。	子どもや子育て家庭がゆとりと安心感を持って毎日の生活が送れるよう、住宅、道路、公共施設などの生活環境全般にわたって、子育てにやさしい環境を整備するとともに、子どもを事故や災害から守るための取組を推進します。
(5) 仕事と家庭の両立支援	
基本目標	施策の方向性
男女がともに子育てに関わり、子育ての喜びや悩み、責任を分かち合っているよう、仕事と家庭の両立ができる社会環境をつくります。	長時間労働の抑制や育児休業の取得など個人の状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択できる社会環境づくりを進めるため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組を促進します。 また、仕事と家庭の両立を支援する環境づくりを進めるとともに男性が積極的に子育てに関わる機運を醸成し、子育て期の女性の就労継続や再就職を支援します。

○主要事業の取組状況と今後の課題

事業名	取組状況	新型コロナウイルス感染症の影響による見直し等	今後の課題	担当部局
滋賀県周産期医療協議会、総合周産期母子医療センターの運営、緊急搬送コーディネーター事業、地域周産期母子医療センターの運営	妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供し、安心して子どもを産み育てる環境づくりの推進を図るため、周産期医療体制の充実を図る。	協議会については、対面による会場開催から、オンラインによるハイブリッド形式に変更。	総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターだけでなく、協力病院との連携を強化していく必要がある。各ブロック単位での、周産期医療体制の課題の把握および検討が必要である。	健康寿命推進課
産後ケア従事者研修会、妊産婦メンタルヘルス医療連携事業	市町における産前・産後サポート事業や産後ケア事業の取り組みが推進されるよう、従事者の資質向上に努める。	対面による会場開催から、オンラインによるオンデマンド開催やハイブリッド形式に変更。	オンラインにすることで、気軽に参加する人が増えた。一方で、オンラインによる気軽な情報交換が難しくなったという側面がある。顔の見える関係をどのように作っていくか、さらなる検討が必要。	健康寿命推進課
地域子育て支援事業	子ども・子育て支援法に基づき、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭および子どもを対象とし、地域の実情に応じた子育て支援の量の拡充と質の向上を図る。	小学校の臨時休業に伴い、放課後児童クラブが行う開所時間延長等への対応について、財政支援を行った。	第2期市町子ども・子育て支援事業計画に定める目標値の達成に向けた進捗管理を行うとともに、すべての子育て家庭のニーズに応じたサービスが提供されるよう、市町に対し事業実施を促していく必要がある。	子ども・青少年局
放課後児童クラブ施設整備費補助	市町が行う、放課後児童クラブの施設整備を支援し、放課後における児童の遊びや生活の場づくりを図った。 3市町 5か所	-	共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破し、保護者の子育てと仕事の両立を支援するため、引き続き、放課後児童クラブの施設整備や遊び・生活の場の環境改善を図る大規模修繕等を支援する。	子ども・青少年局
子育て支援環境緊急整備事業	市町が行う、認定こども園等の施設整備を支援し、待機児童の解消や保育環境改善を図った。 2市3施設	-	幼児教育・保育の無償化の影響もあり、保育ニーズが年々高まる中、これまでから保育所等の施設整備等によりその受け皿を確保しており、待機児童は減少傾向にあるものの、隠れ待機児童など依然として解決すべき課題があることから、引き続き環境改善に向けた取り組みを図る必要がある。	子ども・青少年局
ほいく”しが”変える！滋賀の保育改革発信事業	人材育成や労働環境など一定の基準を定めた認定制度を構築するとともに、認定制度により得られた各園の好事例を横展開した。また、県内の保育所等に勤務した期間が10年に達した保育士等に対し、感謝メッセージを添えて記念品を授与した。 ほいく”しが”スマイル認定園 12園 「先生ありがとう！」保育現場で働くみなさんへの感謝事業対象者数 149人	-	保育所等の施設整備等により、待機児童は減少傾向にあるものの、幼児教育・保育の無償化の影響による保育ニーズも発生していると考えられる。待機児童の解消にむけ、引き続き取り組みを進める必要がある。	子ども・青少年局
保育士処遇改善取得促進事業	全施設で処遇改善を確実に実施するため、講習会の開催や社会保険労務士等の派遣による助言・指導を行う。 3法人 計5回(社会保険労務士3名派遣)	-	慢性的な保育士不足を解消するため、保育人材の確保・育成・定着に向け、あらゆる角度から取組を進める必要がある。	子ども・青少年局
学校安全体制整備推進事業	地域住民等の参画により、子どもたちの安心安全な活動場所を確保するための見守りによる教育支援活動を行う。(実施市町へ補助)	各市町において、新任スクールガードの集合研修等が中止となった。	・スクールガード登録人数の確保が課題である。 ・以前からスクールガードの高齢化により退任され新しいスクールガード不足が課題となっていました。それに加え、現在はコロナ禍でのスクールガードの体調管理や取り組み体制も課題となっている。	保健体育課
キッズ・ゾーンの設定および定着の促進	保育所、地域型保育事業所、認定こども園および認可外保育施設等(以下「保育所等」という。)が行う散歩等の園外活動等の安全を確保するため、地域の警察、道路管理者等の協力を得て、保育所等を中心に半径500メートルを範囲とするキッズ・ゾーン(特に子どもの交通安全の確保を図る特定地域)の設定および定着がなされるよう積極的に推進する。	-	市町におけるキッズガードの設定箇所の検討や、地域の警察や道路管理者等関係機関との調整に時間を要していることから、設定および定着がなされるよう促していく。	子ども・青少年局
滋賀県交通安全県民総ぐるみ運動	「高齢者および子どもの交通事故防止」「歩行者および自転車の安全確保」「生活に密着した身近な道路および交差点における安全確保」「全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」「飲酒運転の根絶」を重点に掲げ、交通安全運動(年間5回)を実施 ・毎月1日を交通安全啓発日、15日を交通安全日、20日をシートベルト・チャイルドシート着用啓発日、25日を近江路交通マナーアップ運動啓発日および横断歩道利用者ファースト運動啓発日として指定して、普及啓発を実施	交通安全にかかる普及啓発活動においては、街頭において一般通行者(啓発対象者)に直接呼びかけ、交通安全を訴えることが主であるが、地域によっては、感染拡大防止の観点から、啓発対象者との接触を避けるため、立哨啓発にとどまる内容で実施されることがあった。 また、園児や幼児を対象とした交通安全教育活動や新入園児に対する普及啓発活動については、感染防止のため、例年のように直接児童らに対する啓発活動ができないことがあった。	コロナ禍における普及啓発活動の在り方について、各種媒体等の活用と、間接的な普及啓発活動の効果的な実施。 交通安全ボランティア団体の構成員の世代交代と若返り	道路保全課
仕事と生活の調和推進事業	女性活躍に取り組む企業・団体を対象に、ワーク・ライフ・バランスの専門家等による働きやすい職場づくりに関するアドバイスを実施するとともに、その成果を事例集として県内企業に横展開する。 派遣数 8社18回	R2年度はコロナ禍の影響により、事業所に訪問してのアドバイスが難しく、オンラインのツールを使いながらのアドバイスをメインに実施した。	オンラインによるアドバイスの実施をメインにしたことで、課題の汲み取りが難しくなったことから、今後の感染拡大の状況を見ながら、現地でのヒアリングとオンラインによるアドバイスを組み合わせた取組を進めていく必要がある。	女性活躍推進課
滋賀マザーズジョブステーション事業	出産や子育て等による離職後、再就職を希望する女性や仕事と子育ての両立に悩む女性、社会へ一歩踏み出したい女性を支援するために、仕事と子育ての両立に向けたアドバイスや保育情報の提供、託児の実施、就労相談、求人情報の提供や職業紹介など一貫した就労支援をワンストップで行うため、県内2か所(近江八幡、草津駅前)で「滋賀マザーズジョブステーション」の運営を行うとともに、湖北地域での出張相談、県内3地域でのセミナー＆お仕事相談会の開催(全6回)、保活直前！お仕事探し応援ウィーク(2か所)を実施する。	・お仕事探し応援ウィークの合同面接会を中止し、特設WEBサイト上での求人企業紹介や多職種紹介動画の掲載等を行った。 ・セミナー＆お仕事相談会については、県内3か所のうち2か所の開催を見合わせ、代わりにZoomによるオンラインセミナーを実施した。	・感染症対策を行いながら相談業務やマッチング支援を行える体制の確立。 ・コロナで打撃を受けたひとり親や非正規雇用の女性に対する情報発信。	女性活躍推進課

3 子ども・若者の健やかな育ち

(1) 様々な主体の参画による子どもを地域で支え育む取組の推進	
基本目標 社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義や子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性について、県民の理解を深める取組を進めるとともに、安全で安心な子どもの居場所や活動拠点を確保し、地域全体で子どもを育てる環境をつくります。	施策の方向性 子育ては社会的に意義のある重要な営みであることや、子どもの育成にもに関わり、支える地域づくりが大切であるという意識を育むとともに、地域のなかでの子どもたちの居場所や遊ぶ場の確保に取り組みます。
(2) 「生きる力」を育む学校教育等の充実	
基本目標 基本的な生活習慣の定着など子どもの「学ぶ力」の向上を基盤に、子どもが確かな学力、豊かな人間性や社会性を備え、個性的で創造性に富み、互いの人権を尊重し、公の心を持って社会に貢献し、自ら未来を切り拓いていくことのできるたくましさを身に付けます。	施策の方向性 子どもが社会の一員として個性を伸ばしながら成長し、自立していくための基礎を身につけられるよう「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「滋養の自然や地域と共生する力」を育むため、学びや体験の機会を確保します。
(3) 若者の社会的自立・職業的自立の促進	
基本目標 子ども・若者が、次代の社会の担い手として、他者や地域社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人として自信と誇りを持ち、社会の中で自らの持つ力を発揮できることを目指します。	施策の方向性 社会の一員としての意識を育み、社会の中で自らの持つ力を発揮していけるよう、地域活動や社会貢献活動などへの主体的な社会参画を促すとともに、若者が能力と適性に合った職業を選択し、職業人として自立していけるよう支援します。

○主要事業の取組状況と今後の課題

事業名	取組状況	新型コロナウイルス感染症の影響による見直し等	今後の課題	担当部局
滋賀ならではの子ども食堂地域インフラ推進事業	防災、健康、文化などの様々な体験の場づくりを推進している人々に働きかけ、子どもを真ん中においた地域づくりの取組である「子ども食堂」とつながってもらうとともに、自ら子ども食堂の実践者になっていただくための働きかけを行い、子ども食堂の機能強化・拡大を図っていく。	・感染拡大に伴い、子ども食堂に向けた「新型コロナウイルス対策ハンドブック」を製作し配布。 ・密を避けるため、従来の居場所型での開催だけでなく、戸別宅配やテイクアウト形態などの開催を相談支援。	県社会福祉協議会に設置したコーディネーターにより、子ども食堂の役割や価値の啓発を行うとともに、地域の図書館や防災組織などに働きかけるなどして、引き続き子ども食堂の機能強化・拡充を図る。	子ども・青少年局
淡海子育て応援団事業	社会全体で子育てを応援する機運の醸成を進めるため、子育てを応援するサービスの実施等を広く事業所・店舗に働きかけるとともに、その趣旨に賛同した事業所等を応援団として登録し、その取り組み内容を紹介する。 また、子育てに係る負担感や孤立感の軽減を図り、安心して子育てができる環境を醸成するため、子育て情報の充実を図る。 淡海子育て応援団等の地域協力事業所数:2,158か所 登録会員数:39,761人	-	「企業結婚・子育て支援プロモート事業」や「包括的連携協定」等により、応援団事業の周知や「淡海子育て応援団」への登録促進を企業へ働きかけるなど、引き続き、地域協力事業所数の増加を図る。	子ども・青少年局
県立学校ICT環境整備事業	県立学校の教育のICT化を進めるため、ネットワーク環境および機器の整備、教員の研修を行う。義務教育段階における一人一台端末の整備を行うため、県立学校にタブレット端末を配備する。	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、県立学校のICT環境については、当初計画よりも前倒して実施した。	各種ICT機器や高速インターネット回線を活用した授業の充実に向け、研修等で教員のスキルアップを図る必要がある。	教育総務課
しがこども体験学校推進事業	人・自然・文化等に直接触れる「しがこども体験学校」の体験プログラムを充実し、様々な実体験を通して子どもの豊かな人間性や社会性を育む。	・5月の「しがこども体験活動指導者研修会」は実施せず、「安全管理マニュアル」を送付 ・2月の「しがこども体験活動実践交流会」は参加型ではなく、オンデマンド配信に変更	子どもたちの体験の場の充実のために、より多くのプログラムを情報提供できるよう、登録団体と連絡を密にしたり、登録団体を増やしたりしていく。プログラム数が地域によって差があるため、新規登録団体を開拓していく。	子ども・青少年局
未来の担い手を育むキャリア形成支援事業	キャリアプランニングを基礎として、課題解決実習、インターンシップ、起業家精神育成(アントレプレナーシップ)を実施し、基礎的・汎用的能力の育成を図る。	・企業や作業所の受け入れが困難だったため、学校に来ていただき、講演や交流会とした。 ・ポスターセッションや、新聞発行などにより情報の共有を図った。	・企業との連携や地域との協働による活動を通じた探究的な学びの実現のため、より実践的なキャリア教育を進めていく。 ・単に活動が生徒同士の交流に終わることなく、各生徒がSDGsに関わる課題などを自ら発見し、他の生徒と協働して解決策を考えていくような発展的な取組にしていく。	高校教育課
しごとチャレンジ推進事業	例年一堂に会している「しごとチャレンジフェスタ」を、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、オンラインで実施することとし、滋賀県内の小学生から中学生を対象に、オンラインによる双方向型のものづくり体験を行うことで、職業観・勤労観を育むきっかけ作りを行い、キャリア形成を図った。 ・ものづくり体験教室 6種 ・しごと紹介 2種 ・体験者 160名	感染拡大防止のため、「しごとチャレンジフェスタ」は中止し、「オンラインしごとチャレンジフェスタ」を開催した。	オンライン実施では、体験できる「しごと」が限定されてしまうため、少しでも多くの「しごと」が体験できるイベントのあり方について、検討する必要がある。	労働雇用政策課

事業名	取組状況	新型コロナウイルス感染症の影響による見直し等	今後の課題	担当部局
しがジョブパーク事業	大学生等を含む若年求職者等を対象に、キャリアコンサルタントによる就職相談をはじめ、就職面接会・相談会の開催、就職関連情報の提供による就業支援を行った。 ・新規登録者数 1,659人 ・サービス利用者数 13,550人 ・利用者の就職者数 939人	緊急事態宣言に伴い来所による相談を中止しオンラインによる就職相談を実施した。また就職支援イベントに関して、オンライン開催への変更や参加事業所の縮小などの見直しを行った。	新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい雇用情勢にあっても、若者等が就職活動を行えるよう、きめ細かな支援をしていく必要がある。 また、就職困難な状況が長期化・固定化する人が一定の割合でいるため、利用者の状況に応じた丁寧な支援を図る必要がある。	労働雇用政策課

4 青少年の健全な成長

(1) 青少年の健全育成の推進	
基本目標 青少年を取り巻く環境の整備や青少年の健やかな成長を阻害する恐れのある行為および環境から青少年を保護するとともに、青少年が自らの力を発揮しながら、たくましく生きることができる環境整備をします。	施策の方向性 青少年が犯罪や事故などに巻き込まれないよう安全を確保するとともに、健やかに成長するための環境を整備します。
(2) いじめの加害者や非行少年等への対応	
基本目標 いじめの加害や非行を行った子どもを、福祉的な支援が必要な要保護児童と捉えて、関係機関が連携して適切に対応します。また、非行などの課題がある青少年への立ち直り支援や社会生活上の困難を有する子ども・若者への切れ目ない支援を行います。	施策の方向性 いじめの加害者や非行少年に対して、その背景にある、子どもや家族の抱える問題を把握するために関係機関が情報共有したうえで、適切な役割分担を行い、必要な支援に取り組みます。また、非行などの課題がある青少年が、命の大切さを学び、自分自身を見つめ直し、自立に向け健やかに成長していけるよう、関係機関との連携のもと、生活習慣の改善、就学・就労支援、居場所づくりなど、青少年の立ち直りを支援します。さらに、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対して、多様な機関が連携して、切れ目ない支援を行います。

○主要事業の取組状況と今後の課題

事業名	取組状況	新型コロナウイルス感染症の影響による見直し等	今後の課題	担当部局
若者の社会参画促進事業	若者の社会参画意識の向上、地域社会とのつながり・関わり強化、地域活動等への主体的参画および青少年団体の活性化・連携強化を図る。	9月に2回開催予定であった「しが若者ミーティング」を中止	「しが若者ミーティング」の周知の仕方を工夫し、多くの方に参加してもらえるようにする。青少年団体のさらなる活性化と団体同士の連携を強化する。	子ども・青少年局
青少年団体指導育成事業	青少年団体の活動の活性化を図り、次代を担う青少年の健全育成をめざす地域主体の育成、充実を図る。	・宿泊を伴う事業を日帰りに変更 ・事業の中止	青少年団体の充実と活性化 青少年リーダーの育成	子ども・青少年局
非行少年立ち直り支援事業	・少年警察ボランティア等と連携した街頭補導活動の実施 ・非行少年等に対する継続補導、継続支援の実施	・街頭補導活動を縮小 ・通所制限、非対面での支援方法へ変更	非行少年等の特性にあった支援の推進、支援者の知識・技術の向上 専門機関等との情報交換等の連携強化	子ども・青少年局
青少年にふさわしい環境づくり推進事業	・非行・被害防止強調月間における街頭キャンペーンを実施するとともに、関係機関・団体連携した中学校等における非行防止教室におけるフィルタリングの普及、インターネットリテラシーの向上を図る。 ・携帯電話取扱店等に立入調査を実施し、フィルタリング措置に対する指導、保護者への理解浸透に努める。	・非行・被害防止強調月間推進会議を书面開催とし、街頭啓発キャンペーンについては中止 ・立入調査活動を縮小	街頭啓発以外に効果的に県民に呼び掛けられる啓発活動の実施 方法の検討	子ども・青少年局
子ども・子育て応援センターの運営	・子どもや青少年、保護者の抱える様々な問題への相談・支援を実施 - 電話相談 毎日9:00～21:00、面接相談（要予約）（12/29～1/3休み） 電話相談件数 4,498件 ・子どもの相談窓口充実のための講座の開催	-	問題を抱え悩む子どもや保護者などが気軽に相談できるようセンターの周知に努めるとともに、様々な悩みに対して適切な支援ができるよう、相談員の資質の向上を継続して図っていく必要がある。	子ども・青少年局

5 社会的養護の推進

(1) 児童虐待の未然防止	
<p>基本目標</p> <p>児童虐待によって子どもが傷つくことがないよう、子どもや保護者が必要な支援につながる取組により、児童虐待を起こさない地域づくりを進めます。</p>	<p>施策の方向性</p> <p>児童虐待が子どもに及ぼす影響や、社会全体で地域の子どもの見守り、育てていくことの重要性等について県民の理解を促し、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識の醸成を進めます。児童虐待は、①保護者の養育能力や社会的未熟、②経済的困窮や育児の過重負担、③親族、地域との関係の希薄化に伴う社会的な孤立、④保護者から見た子どもの育てにくさなど、これらが複雑に絡み合って生じることが多いことから、児童虐待を起こさない社会の実現に向けて、子育ての負担感、不安感を少なくするため、多様なニーズに応え、きめ細かな子育て支援の推進を図り、子育てを地域の様々な関わりの中で支えています。</p>
(2) 児童虐待の早期発見・早期対応	
<p>基本目標</p> <p>保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携し、早期発見と早期対応に取り組む、児童虐待の重篤化を防ぎます。</p>	<p>施策の方向性</p> <p>保健・医療・福祉・教育等の子どもに関わる機関は、養育環境に何らかの問題を抱え、養育が困難な状況に陥る家庭を早期に把握していく必要があります。このため、市町とも情報を共有しながら、このような状況にある家庭の養育に関し、助言・指導等を行うことにより適切な養育の確保を図ります。</p>
(3) 子どもの保護・ケア	
<p>基本目標</p> <p>社会的養護を必要とする子どもに、安全・安心で人権の尊重された生活の場を提供します。</p>	<p>施策の方向性</p> <p>家庭養育優先原則に基づき、家庭における養育が困難な場合は、特別養子縁組または「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を進めます。また、子どものニーズに応じてできる限り良好で家庭的な環境で生活できるよう、児童養護施設の小規模かつ地域分散化を進めます。なお、児童養護施設は、日常的に専門的なケアを必要とする子どもへの支援や、子どもの情緒や行動上の問題の解消・軽減を図りながら、早期の家庭復帰、あるいは養子縁組、里親委託へとつなげていく役割も担っていることから、本県では里親および児童養護施設の双方による社会的養護を推進します。</p>
(4) 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援	
<p>基本目標</p> <p>社会的養護のもとにある子どもとその保護者の絆の再構築に取り組むとともに、将来にわたって自立した生活ができる社会をつくります。</p>	<p>施策の方向性</p> <p>施設への入所や里親委託は、子どもへの支援の最終目標ではなく、子どもの将来を見据えて、子どもとその保護者との関係の修復に取り組んでいきます。また、措置を解除となった子どもが、安定した社会生活を送ることができるように、関係機関が連携・協力して子どもの自立を支援していきます。</p>
(5) 子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携強化	
<p>基本目標</p> <p>子ども家庭相談センターの組織としての対応力を強化するとともに、市町や関係機関との積極的な連携を図り、児童虐待への対応を強化します。</p>	<p>施策の方向性</p> <p>子ども家庭相談センターが、組織としての高い専門性を発揮できるよう、機能強化を図るとともに、市町や関係機関と積極的な連携を図り、県全体の子ども家庭相談体制の強化を図っていきます。</p>

○主要事業の取組状況と今後の課題

事業名	取組状況	新型コロナウイルス感染症の影響による見直し等	今後の課題	担当部局
地域企業参画型「オレンジリボンをあなたの胸に」事業	・地域・企業向け出前講座の開催(7～3月) ・要保護児童対策連絡協議会キャラバン隊による市町訪問(10月) ・児童虐待防止イベント等の開催(10～11月)	要保護児童対策連絡協議会キャラバン隊による市町訪問を中止し、会長のメッセージを啓発物品とともに送付(10月)	県内の外国人居住者が増加傾向であることから、多言語教材を使用し、外国人の保護者・児童を対象とした講座を実施する等、今後も、幅広い対象に出前講座を開催し、さらに周知を進めていく必要がある。	子ども・青少年局
児童養護施設等の子どもの権利擁護事業	・児童養護施設等における子どもへのCAPワークショップの実施 ・滋賀県子ども若者審議会児童養護施設等の子どもの権利擁護部会による実地調査等。 ・「子ども権利ノート」を作成、配布。	-	子どもたちの権利擁護に関する意識を高め、子どもが自らを守るための力を育むことを目的としたプログラムを実施する必要がある。また、施設内での被措置児童虐待の未然防止のため、子どもの権利擁護の視点に立ち、権利擁護部会委員による実地調査を継続して行う必要がある。	子ども・青少年局
母子保健情報交換会、妊産婦・新生児ハイリスク者早期発見・対応システム構築事業	産婦健康診査が県内一定水準で実施されるようマニュアルを作成する。また、児童虐待も含めてハイリスク者の早期発見・対応のためのシステムの再構築を行う。	新型コロナウイルス感染症に係る新規事業及び検討事項があるため、新規会議体を要する事業の実施を見合わせた。母子保健情報交換会は、コロナ禍における母子保健事業の方法や工夫等についても情報交換を行った。	ハイリスク妊産婦・新生児援助事業のシステムの再構築が必要。検討を引き続き行っていく。	健康寿命推進課
周産期保健医療連絡調整会議	周産期保健医療連絡調整会議や事例検討会などを開催し、周産期における圏域体制の整備やハイリスク妊産婦・新生児に対する支援体制の充実を図る。	コロナ対応業務を優先し、不執行の保健所もあった。	ハイリスク妊産婦・新生児に対する効率的な支援のため、今後も医療機関、保健所、市町の連携強化が必要。	健康寿命推進課
「女性に対する暴力をなくす運動」啓発事業	夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであることから、国の男女共同参画推進本部で決定する「女性に対する暴力をなくす運動」の実施について、市町、民間団体等に広く周知する。	該当なし(ポスター設置等のため、新型コロナウイルス感染症の影響なし)	該当なし(引き続き事業を継続する)	女性活躍推進課
市町要保護児童対策地域協議会における情報共有、支援連携	子ども家庭相談センターは要保護児童対策地域協議会の一員として、情報共有や支援について助言するとともに関係機関と役割分担のもと支援を行う。	-	要保護児童の支援を推進するため、引き続き要保護児童対策地域協議会の一員として、情報共有や支援について助言するとともに関係機関と役割分担のもと支援を行う必要がある。	子ども・青少年局
児童養護施設等入所措置費	児童養護施設等が地域分散化によって本体施設に空いたスペースを活用するなどして一時保護専用施設を設置した場合に必要な経費を支弁する。	-	措置費に係る支弁制度を安定的に維持し、適正な支弁を行う必要がある。	子ども・青少年局
里親支援ネットワーク事業	社会的養護を必要とする子どもの安心と安全を保障し、家庭的と同様の養育環境を提供するために、里親制度の普及啓発および委託後の里親支援を行う。	-	里親等委託率等の目標達成に向けて、里親委託の推進に向けた更なる取組が必要である。	子ども・青少年局
児童養護施設等整備費補助金	児童養護施設が地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアを実施する居宅を整備する費用を補助する。	-	家庭的養育を推進しているため、引き続き小規模グループケアを実施できる居宅の整備など、環境改善に向けた取り組みを図る必要がある。	子ども・青少年局
児童虐待への対応・支援	子ども家庭相談センターは、対応チームを編成したり、研修により職員の専門性の向上を図る。親子関係の修復・家庭復帰に当たっては、市町をはじめ児童養護施設等や関係機関と連携して、家庭内での生活を見守り支援していく。	-	児童虐待相談対応件数は年々増加しているため、引き続き子ども家庭相談センターは職員の専門性の向上を図り、市町をはじめ児童養護施設等や関係機関と連携して、家庭内での生活を見守り支援していく必要がある。	子ども・青少年局
児童養護施設等で生活する子どもの自立支援	児童養護施設等、里親、ファミリーホームに措置されている子どもについて、企業、団体等との就労支援の仕組みづくりを進める。	-	自立支援の需要は高く、今後よりいっそう、ひとりひとりの児童に合わせた自立支援を行っていく必要がある。	子ども・青少年局
子ども家庭相談センター体制強化	児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき、児童福祉司、児童心理司の増員等、子ども家庭相談センターの体制強化を図っていく。	-	児童虐待相談対応件数は年々増加しており、ケースも多様・困難化しているため、引き続き体制強化を図っていく必要がある。	子ども・青少年局
滋賀県要保護児童対策連絡協議会運営事業	滋賀県要保護児童対策連絡協議会を開催し、児童虐待や非行などの未然防止、早期発見・対応、要保護児童の適切な保護および自立や立ち直り支援などについて、情報共有および今後の対応を検討(年2回)	滋賀県要協連絡協議会の開催(2回 → 1回)	今後とも、児童虐待の未然防止から親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立までの切れ目のない総合的な支援に関する検討が必要である。	子ども・青少年局
市町支援強化事業	・スーパーバイザー派遣事業 元子ども家庭相談センター所長をスーパーバイザーとして、ケース会議やネットワーク会議における助言・指導を実施 ・ケース・マネージメント・アドバイザー事業 弁護士、臨床心理士、社会福祉士、外国人家庭のための通訳者などアドバイザーの派遣	-	市町における児童虐待相談対応件数も年々増加しているため、引き続き市町に対する支援を強化していく必要がある。	子ども・青少年局

## 6 子どもの貧困対策

(1) 子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための教育支援	
<b>基本目標</b> 学校教育により学力を保障するとともに、学校を窓口とした福祉関係機関との連携や経済的支援を通じた教育費負担の軽減を図ります。	<b>施策の方向性</b> 貧困の連鎖を防ぐため幼児教育・保育の質の向上を図るとともに、子どもが小学校における生活や学習へ円滑に移行できるよう、保幼小連携を推進します。また、子どもの貧困の背景にある原因を把握・分析し、学校や地域での放課後学習の取組、福祉関係機関との連携など、学校を拠点とした子どもの貧困対策の展開や教育費負担の軽減に取り組みます。
(2) 貧困の状況にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援	
<b>基本目標</b> 相談事業等の充実を図ることなどにより、貧困の状況にある子どもが社会的に孤立しないようにします。	<b>施策の方向性</b> 保護者が仕事と家庭の両立ができるよう、保育サービスの充実や、日常生活や健康面のサポートを行うとともに、子どもの居場所づくりや進学・就労など、子どもが安心して生活することができるよう、支援の充実を図り、関係機関の連携や体制整備などを進めます。
(3) 一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援	
<b>基本目標</b> 貧困の状況にある世帯が一定の収入を得て、安定した生活ができるよう、保護者および子どもに対する就労支援を行い、就労機会の確保を図り、経済的自立を目指します。	<b>施策の方向性</b> 保護者に対しては、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた自立支援計画の策定や学び直し、困難を有する子どもに対しては、学校と就労支援機関との連携により、希望に応じた就職支援を進めます。
(4) 世帯の生活を下支えするための経済的支援	
<b>基本目標</b> 生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付(サービス)等を組み合わせた経済的支援を進め、世帯の生活の基礎を下支えします。	<b>施策の方向性</b> ひとり親に対する児童扶養手当、福祉医療費助成、母子父子寡婦福祉資金の貸付や養育費確保支援、生活保護世帯に対する教育扶助などの経済的支援を行い、生活の安定を図ります。

○主要事業の取組状況と今後の課題

事業名	取組状況	新型コロナウイルス感染症の影響による見直し等	今後の課題	担当部局
スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉等の専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーをいじめや不登校の課題の大きい小学校へ配置し、学校・教育委員会と福祉等の関係機関との連携を図りながら、子どもを取り巻く環境の調整・改善と教職員の資質向上を促進します。	コロナ禍で保護者の経済状況や生活様式の変化など、生活環境がより悪化した児童生徒の支援に対応できるよう、配置時間等を拡充した。	スクールソーシャルワーカーの人材確保と資質向上を図る必要がある。また、スクールソーシャルワーカーおよび教職員のアセスメント・プランニング力の向上を図る必要がある。	幼小中教育課
スクールカウンセラー等活用事業	・臨床心理士等をスクールカウンセラーとして公立小学校・中学校・義務教育学校や県立高等学校に配置等し、生徒および保護者からの相談や教職員への助言・援助等の学校のカウンセリング機能を充実させることにより、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を促進する。 ・夜間早朝の子ども相談電話(ナイトダイヤル)を開設し、こころんだいやるとあわせて24時間の相談体制(24時間子供SOSダイヤル)を整備する。	コロナ禍の影響を受け、児童生徒が被る心理的なダメージに対し、支援の充実が図られるよう、配置時間を拡充した。	・小学校において、不登校、問題行動を起こす児童に、学年の早い段階で支援をする必要がある。 ・スクールカウンセラーを有効に活用するために、学校のコーディネーターの実践力を向上させる必要がある。 ・カウンセリングに時間を費やし、教員とのコンサルテーションの時間が十分にとれないことが多い。 ・公認心理師の採用もあり、SCの研修や配置について、検討が必要である。	幼小中教育課
高等学校等就学支援金	保護者等の収入状況により高等学校授業料の支援を行う。	・就学支援金は前年分の課税所得が基準となるが、家計急変のあった世帯に対して、公立学校においては授業料の減免により、私立学校においては特別修学補助金により支援を行った。	・すべての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、今後も家庭の教育費負担の軽減を図る必要があり、引き続き、授業料負担の軽減を図る就学支援金のほか、授業料以外の教育費に充てるための奨学のための給付金を支給することにより、高校生等の修学を促進する。	教育総務課、私学・県立大学振興課
生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業	貧困の連鎖を断つことを目的に、生活保護受給世帯等の中学生を対象に学習・生活支援を実施する。	日野町、愛荘町の生活保護世帯および経済的困窮状態にある家庭の支援を要する中学生を対象に、学習支援やコミュニケーションスキル向上に向けた支援、家庭訪問による保護者への相談・助言等を行った。 日野町では、中学3年生10名の利用があった。愛荘町では、中学1年生4名、中学2年生2名、中学3年生7名の利用があった。 中学3年生17名が高校受験をし、それぞれの志望校に進路が決定した(公立(全日制)15名、私立(全日制)1名、養護学校1名)。 コロナ禍で事業の中止をしていた時期があったことから、次年度に向けて遠隔で学習・生活支援を行うためのパソコンやタブレット端末導入の検討を行った。	支援が必要な児童生徒がなかなか学習支援事業の利用に繋がってこない場合があることや、支援を行う支援員やボランティアの確保、会場が自宅から遠距離にある場合における送迎手段の確保などが課題である。	健康福祉政策課
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援法に基づき、郡部における相談支援を実施するとともに、市等が行う相談支援に対する広域的支援を行う。	コロナの影響で相談窓口への新規相談件数が増加した。広域的支援としては、オンラインでの市町担当者会議を実施し、コロナ禍における各市町の取り組みを共有する機会とした。	コロナの影響による離職や減収の相談に対応するため、就労支援の充実を図るとともに、就労支援にあたっての連携先の拡大を行っていくことが課題である。	健康福祉政策課
母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭が一時的に生活援助や保育サービス等が必要になった場合、家庭生活支援員を派遣する。 父子家庭 派遣実績: 8件 73日(のべ日数) 母子家庭 派遣実績: 54件 118日(のべ日数)	-	ひとり親家庭の仕事と子育ての両立等を支援するため、引き続き生活援助や保育サービス等を利用しやすい形で実施していく必要がある。	子ども・青少年局
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭が資格を取得するため通学している間の生活資金を支給する。 6人・5,906千円支給(町分)	-	引き続き、給付金制度の周知を図り、ひとり親家庭の父母が看護師等の資格を取得することにより、就労の促進につなげていく必要がある。	子ども・青少年局
母子家庭の母等職業的自立促進事業	就労経験のないまたは就労経験の乏しい、いわゆる長期失業状態にある母子家庭の母等を対象に、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施し、就職の促進を図った。 10コース 受講者数 14名 就職者数 8名(R3.7月末時点確定分)	7月開講コースを中止	女性にも受けやすい訓練科を検討するとともに、ひとり親家庭の母親等に対する受講生優先枠の設定、託児サービスを備えた職業訓練コースを設けるなど、女性求職者が受講しやすい環境を整える必要がある。	労働雇用政策課
児童扶養手当の支給	市町と連携して、制度の周知を積極的に進めるとともに、個人情報に配慮するなど、適正な支給事務を行う。 304,924,710円(町分)	-	制度の周知を図るとともに、支給要件を十分確認した上で、適正な支給事務を行う必要がある。	子ども・青少年局

事業名	取組状況	新型コロナウイルス感染症の影響による見直し等	今後の課題	担当部局
福祉医療費の助成	<p>病気やけがなどで必要となる医療費について、ひとり親家庭の負担を軽減し、ひとり親家庭の健康を保持・増進するため、医療費の一部助成を行う。</p> <p>385,399,078円</p>	-	福祉医療費に係る助成制度を安定的に維持し、適正な助成を行う必要がある。	子ども・青少年局

7 ひとり親家庭への支援

(1) 自立のための就労支援	
基本目標 ひとり親家庭の自立や生活の安定、向上に向け、その就業を支援し、就業により十分な収入を安定的に確保します。	施策の方向性 ひとり親が自分らしいと思える生活の実現をめざして、経済的に自立した生活ができるよう、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた自立支援計画の策定などの就労支援を進めます。また、子どもの成長に伴い変化する働き方に対する希望にも柔軟に対応できるよう企業に対するひとり親の理解促進を図ります。
(2) 安心・安全な子育て・子育てのための生活支援	
基本目標 ひとり親が安心して子育てができるよう多様な保育サービスや日常生活面の支援の充実、教育環境の充実を図り、子どもの健やかな育ちを支えます。	施策の方向性 ひとり親が安心して、子育てと仕事の両立ができるよう、多様なニーズに対応する延長保育、病児保育および一時預かりなどの子育て支援策や、家事援助など生活面のサポートなどを着実に推進します。また、子どもの健やかな育ちを支えるため、学習支援、進学のための資金貸付などの経済的支援により、教育環境の充実を図ります。
(3) 生活の安定と自立のための経済的支援	
基本目標 経済的支援によりひとり親の生活の安定と経済的自立を目指します。	施策の方向性 ひとり親家庭となり不安を抱える中、県営住宅の入居など生活基盤確保の支援や各種手当などの経済的支援を行い、生活の安定を図ります。また、離婚にあたって、養育費負担の取決めを行うことなどについて、広報・啓発活動を行っていきます。
(4) きめ細かな相談体制と情報提供	
基本目標 ひとり親家庭が抱える生活、就業等に関する様々な悩みについて、相談体制や情報提供の充実を図り、ニーズに合ったきめ細やかな支援を提供します。	施策の方向性 ひとり親家庭の子育てをはじめとした様々な悩みに対し、特に支援を必要としているひとり親家庭に情報や支援が行き届くよう、広報誌やホームページを活用した情報提供や相談窓口の周知を図るとともに、母子・父子自立支援員や就業支援員などによる情報提供や相談体制を充実します。

○主要事業の取組状況と今後の課題

事業名	取組状況	新型コロナウイルス感染症の影響による見直し等	今後の課題	担当部局
ひとり親家庭総合サポート事業	ひとり親家庭の就業を促進するため、雇用の開拓や就業相談、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した支援サービスを実施する。また、ひとり親家庭と市町や様々な支援機関と連携させるコーディネイト機能をもった総合的なサポートセンター体制を構築し、ひとり親家庭の自立および子どもの貧困対策を推進する。 就業者 144人	-	引き続き、ひとり親家庭の就業による自立支援を進めていく必要がある。今後は、相談チャンネルの多様化や支援機関との連携の強化により、ひとり親家庭への支援の充実をさらに図っていくとともに、利用者拡大のためセンター自体の広報も強化していく必要がある。	子ども・青少年局
自立支援給付金事業	ひとり親家庭に対して、教育訓練費の一部補助や修学期間における生活費を支給する。	-	引き続き、給付金制度の周知を図り、ひとり親家庭の父母が資格を取得することで、就労の促進につなげていく必要がある。	子ども・青少年局
母子父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭等に対して、修学資金等の貸付を実施する。 父子 5,754,800円 母子 59,876,700円	-	貸付金のうち約9割は、児童の修学に伴う資金であり、当資金が有効に活用されるよう、引き続き、貸付審査・償還指導を適正に実施していく必要がある。	子ども・青少年局
高等学校奨学資金貸付事業	滋賀県奨学資金貸与条例(平成14年条例第26号)に基づき、経済的理由により高等学校等への修学が困難な者に対して奨学資金を貸与し、有為な人材を育成する。	-	奨学資金の貸与を必要とする家庭に対し、貸与制度が周知されるよう、広報活動を行う必要がある。	教育総務課
養育費確保の支援	ひとり親家庭に対して、養育費の相談を行うなど、養育費に関する周知を図る。	-	養育費の支払確保は、子どもの健やかな成長のために重要な課題であり、養育費の取り決め促進とともに、養育費が確実に支払われる仕組み作りが大切であり、その重要性を周知していく必要がある。	子ども・青少年局

ひとり親家庭福祉対策事業	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の自立支援に向け、適切かつ効果的に相談を行えるよう、研修や意見交換を実施し、ひとり親家庭の個々の状況に応じて支援施策や関係機関等へ適切につなぐ相談体制を充実する。 ひとり親家庭のしおり 17,000部作成 ホームページ随時更新	-	引き続き、支援を必要としているひとり親家庭に情報や支援が行き届くよう、広報誌やホームページを活用した情報提供や相談窓口の周知等を実施する必要がある。	子ども・青少年局
ひとり親家庭サポート定期便	ひとり親家庭向けの情報誌を発行し、各種の情報提供を行う。 年3回発行・各3,000部発行	-	ひとり親に対し、必要な情報が必要な時期に届けられるようにしていく。また、配布を通じて、ひとり親家庭への支援制度を案内していく。	子ども・青少年局